

令和 4 年

綾瀬市議会 5 月臨時会議案

綾 瀬 市

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和4年5月11日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症等に係る保険料の減免の特例の延長に伴い、綾瀬市介護保険条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市介護保険条例（平成12年綾瀬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「令和2年度の」を「令和3年度の」に、「令和2年度末」を「令和3年度末」に、「令和3年4月1日以降」を「令和4年4月1日以降」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第7条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が定められている保険料について適用し、同日前までに納期限が定められている保険料については、なお従前の例による。

令和4年3月31日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

新型コロナウイルス感染症等に係る保険料の減免の特例の延長に伴い、綾瀬市介護保険条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。